

# NEWS RELEASE

令和4年2月17日  
一般社団法人 信託協会

## 規制改革に関する提案を提出

一般社団法人 信託協会（会長 高倉 透）では、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府 規制改革推進室宛てに「規制改革に関する提案」を提出いたしました。

具体的な提案項目は以下のとおりです。

1. 信託業務を営む金融機関（兼営金融機関）が兼営法における代理店の設置等に関する届出を行う際の要件緩和【新規】
2. 海外で投資運用業に相当する業務を行う海外子会社についての、保有議決権の定めに関する緩和【新規】

なお、各項目の概要につきましては、別添をご参照ください。

（注）【新規】は新規要望項目。

本件に関する照会先：

（一社）信託協会

総務部（広報担当） 松村、河西

企画室 小池、青沼

電話 03-6206-3992



一般社団法人

信託協会

## 規制改革に関する提案

### 1. 信託業務を営む金融機関（兼営金融機関）が兼営法における代理店の設置等に関する届出を行う際の要件緩和

- ・ 信託業務を営む金融機関は、信託代理店に関して、以下の場合に事前の金融庁長官等への届出（兼営法）が必要である。
  - (1) 設置、(2) 廃止、(3) 代理店において行う業務の内容の変更
- ・ 地方銀行や信用金庫等の地域金融機関が、地域経済の発展に資するべく業務の多様化を進める中、信託業務に関しては、兼営金融機関の代理店として信託業務※の代理・媒介を行うことが多く、業務の委託を行う側の兼営金融機関の届出（事前届出）の件数も増加している。
  - ※ 「信託業務」には「信託業」に加えて「併営業務」も含む（兼営法第1条第1項柱書）。
- ・ 委託を受ける代理店側は、信託業法が「信託業」の代理・媒介規制として規定する信託契約代理店規制に基づき登録や届出を行うが、信託契約代理店が行う業務内容の変更（業務方法書の変更）及び業務の廃止の届出は、事後となっている。
- ・ 一方、委託する兼営金融機関側は、兼営法に基づき代理店の設置のみならず廃止や業務内容変更も全て事前届出が必要であり、実務上、兼営金融機関、代理店側の双方に以下の負担が生じている。
  - (1) 契約締結/解除・業務開始/廃止等の時期や内容の交渉や社内決裁の業務管理と、当局との届出内容の事前調整等のタイミング管理を厳格に合わせる必要あり、届出件数も多く煩雑となっている。
  - (2) 代理店側にとっては、信託業法に基づく業務内容変更や廃止の届出は事後で良いにも関わらず、兼営金融機関側の事前届出のタイミングに合わせて実務管理をしなければならない負担が生じている。
- ・ なお、類似の以下の3例の規制とも、委託する側については全て事後の届出となっている。
  - (1) 信託業法：信託会社による信託契約代理業の委託（契約締結、終了）
  - (2) 銀行法：銀行代理業の委託（契約締結、変更、終了等）
  - (3) 銀行法：付随業務の代理・媒介の委託（契約締結、変更、終了）
- ・ 以上より、兼営法における代理店に関する届出は、上記の他の類似の規制と同じく、基本的には全て事後の届出で規制目的は達せられると考えているが、少なくとも代理店の廃止ならびに業務内容の変更については、事後届出としていただきたい。
- ・ 届出を行う兼営金融機関、代理店となる金融機関の双方にとり、実務対応の負担の削減になり、事務の効率化に資する。

{根拠法令等}

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条第2項第2号、  
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第39条第3項

## 2. 海外で投資運用業に相当する業務を行う海外子会社についての、保有議決権の定めに関する緩和

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）V-3-4（2）①は、銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために行使等する議決権について、銀行法第16条の4において銀行の子会社が取得または保有する議決権に含まれない旨明記している。（同条の趣旨は、銀行法16条の2、監督指針V-3-3に援用可能と理解）
- ・ 海外で投資一任業務を行うため、金商業登録を受けていない者（＝「金融商品取引業者」でない者）は、この規定の適用を受けられない。
- ・ 投資一任業務以外の投資運用業（例：自己運用業）を行う（外国の）会社も、この規定の適用を受けられない。

### <実務上の問題点>

- ・ 本邦銀行の子会社、子法人等及び関連法人等（本要望書において「子会社等」という）のうち、海外で投資一任業に相当する業務を行う社について、当該業務にて行使等する議決権の行使先企業（投資先企業）が本邦銀行の子法人等に該当する可能性があるため、都度、上記該当性確認が必要となり、相応の時間・コストがかかり競争力低下につながる。
- ・ 加えて、海外の子会社等では、顧客資産を運用するにあたり、投資運用業を行う投資ビークルを自ら設立し、投資対象企業へ投資する事例がある。関係国の法令上、投資ビークルが投資運用業（自己運用業）を行う上で保有する議決権も投資ビークルが保有するものとされる（→間接の親会社である本邦銀行が保有するものと評価される）場合、投資一任業と同様の問題が生じる。

### <規制・制度面からの考察>

- ・ 監督指針は、投資運用業の性質に鑑みて規定されたものであり、投資運用業を実施する海外子会社等であればその性質は異なる。
- ・ 投資ビークルは投資運用業実施の手段に過ぎず、投資ビークルが自己運用のために保有する株式の発行体を子会社等の該当性判断の範囲外とすることは、監督指針の趣旨に沿う。
- ・ したがって、監督指針において以下を明確にされたい。

○海外で投資運用業に相当する業務を行う海外子会社等について、

- (1) 金融商品取引業者であるか否かにかかわらず、投資一任業務に相当する業務を行う社については、顧客のために行使等する議決権については、当該子会社等の取得または保有する議決権に含まれない。
- (2) 投資一任業務以外の、投資運用業（金商法28条4項）に相当する業務を業として行う社については、顧客のために行使等する議決権については、当該子会社の取得または保有する議決権に含まれない。

○また、同指針部分において、銀行法施行規則14条の7第1項、第2項および同指針V-3-3においても上記(1)(2)の考え方が妥当し、顧客資産の運用のために設定した投資ビークルの保有する議決権は含まれないことを明示頂きたい。

- ・ 明確化により、本邦銀行子会社や本邦銀行グループの競争力強化につながる。

{根拠法令等}

銀行法第16条の2・第16条の4、  
主要行等向けの総合的な監督指針V V-3-3・V-3-4（2）①、  
銀行法施行規則第17条の3第2項第13号・14号